

大津市工事請負契約に伴う保証証書等の電子化について ～ お 知 ら せ ～

大津市では、受注者の負担軽減及び契約事務の効率化等を図るため、工事請負契約に伴う契約保証及び前払金保証について、令和6年1月以降に契約締結するものから、電磁的記録により発行された保証証書等（以下「電子証書等」という。）での提出を可能とします。

電子化の対象となる保証証書等は以下のとおりです。電子証書等の申込及び具体的な取扱方法は、保証事業会社※¹ 若しくは損害保険会社※² に確認の上、手続きを行ってください。

※1 保証事業会社＝西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業保証株式会社

※2 損害保険会社や代理店によっては電子化に対応していない場合があります。

1. 運用開始日 令和6年1月4日（木）以降の契約締結分

2. 電子化の対象となる保証証書等

(1) 契約保証 契約保証証書 引受先：保証事業会社

公共工事履行保証証券・履行保証保険証券 引受先：損害保険会社

※これまでどおりの紙による保証証書等の提出も引き続き取り扱います。

《注意》金融機関の保証書は、これまでどおり紙の証書での提出が必要です。

(2) 前払金保証（中間前払金含む）

前払金（中間前払金）保証証書 引受先：保証事業会社

※これまでどおりの紙による保証証書等の提出も引き続き取り扱います。

3. 手続きの流れ

(1) 保証事業会社

STEP1：保証事業会社⇒受注者

保証契約締結後、保証事業会社が「保証契約番号」及び「認証キー」を受注者に提供

STEP2：受注者⇒大津市

受注者は、①又は②いずれかの方法で、保証事業会社から提供された「保証契約番号」及び「認証キー」を大津市に提出

〔提出方法〕① 契約検査課窓口へ直接持参

② 電子メール※³により契約検査課へ送信後、電話により到達確認を行う。

(2) 損害保険会社

STEP1：損害保険会社⇒受注者

保証契約締結後、損害保険会社がPDF形式の保証（保険）証券を電子メールに添付し、受注者へ発行

STEP2：受注者⇒大津市

受注者は、損害保険会社から受領したPDF形式の保証（保険）証券を電子メール※³に添付し、契約検査課へ送信後、電話により到達確認を行う。

《注意》大津市のメールアドレスに加え、損害保険会社又は代理店からメールの複写送信を指示された場合は、指定のアドレスを送信先のCC欄に入力して送信する必要があります。詳細は損害保険会社又は代理店へご確認ください。

※3 大津市提出先メールアドレス：otsu1219@city.otsu.lg.jp

大津市役所総務部契約検査課

TEL：077-528-2720

FAX：077-521-0419

E-mail：otsu1219@city.otsu.lg.jp